

令和2年度浄水発生土処分等業務委託特記仕様書

第1条 総則

受託者（以下「乙」という）は、この仕様書に基づき自らの業務を履行しなければならない。

第2条 目的

本業務委託（以下「業務」という）は、鳥野目浄水場及び千本松浄水場から排出する浄水発生土の収集運搬及び処分業務を委託することを目的とし、この令和2年度浄水発生土処分等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という）は業務を円滑に運営するための仕様を定めることを目的とする。

第3条 適用範囲

本仕様書は、那須塩原市（以下「甲」という）が委託する業務に関し、甲及び乙が遵守すべき事項を示すものである。

第4条 委託する産業廃棄物

この契約で甲が乙に委託する産業廃棄物は次のとおりとする。

種 類：汚泥（浄水発生土、令和2年3月溶出試験実施）
数 量：270 t（予定）
性 状：脱水ケーキ
荷 姿：バラ

放射性物質濃度：100Bq/kg未滿（放射性セシウムCs-134及びCs-137の和）

※数量については、計量したのではなく概算であり、委託数量を保証するものではない。

第5条 委託箇所

那須塩原市東原4 鳥野目浄水場
那須塩原市千本松801 千本松浄水場

第6条 委託する業務の内容

- 1、 甲は、次のとおり第4条の産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を乙に委託する。
- 2、 乙は、自らの事業場で第4条の産業廃棄物を処分（中間処理）するものとする。
- 3、 中間処理後の最終処分（埋立て、再生利用等）の方法は任意とするが、適法に処分するとともに、最終処分の方法について事前に甲に報告し、承諾を得るものとする。
- 4、 甲は、搬出可能となった浄水発生土の放射性物質濃度検査（放射性セシウムCs-134及びCs-137）を行い、結果が判明し次第速やかに、乙に当該浄水発生土の処分を依頼する。

- 5、 搬出する浄水発生土の計量は乙が行う。
- 6、 計量の際には計量証明書を提出すること。
- 7、 搬出する浄水発生土は天日乾燥床から直接積み込むものとし、甲が行う。
- 8、 搬出する浄水発生土の回数及び数量の予定は次のとおりである。

	搬出回数（予定）	数量（予定）
鳥野目浄水場	10回	1回あたり18トン
千本松浄水場	10回	1回あたり9トン

第7条 法令等の遵守

- 1、 乙は、業務の実施にあたり、「放射性物質汚染対処特措法」をはじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、その他の関係法令を遵守しなければならない。
- 2、 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に定める産業廃棄物処分業の許可を受けたものでなければならない。
- 3、 乙は、産業廃棄物の処分を行うに際し、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにこれを行わなければならない。
- 4、 乙は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物について、自らの責任において適切に最終処分をしなければならない。

第8条 委託料の支払

甲は乙に対し、業務の対価として委託料を支払う。委託料は産業廃棄物の処分量1トンあたりの単価契約とし、月末締め翌月払いとする。

第9条 乙の事業範囲

乙は、事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写しを契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。

第10条 内容の変更

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第11条 浄水発生土処理量の管理

甲及び乙は、浄水発生土の処理量の管理について、紙マニフェストにより行うものとする。

第12条 業務完了報告書の提出

- 1、 乙は、業務が完了したときは、業務完了報告書を甲に提出しなければならない。
- 2、 業務完了報告書は、前月に処分業務を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日までに提出するものとする。

第13条 疑義の解釈

乙は、本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本特記仕様書に定めのない場合は、甲、乙協議の上これらの解決にあたるものとする。

第14条 打合わせ議事録

乙は、甲と密接な連絡をとり、その連絡事項を記録し、打ち合わせの際に相互に確認しなければならない。また、打合わせについては、議事録をとり業務打合わせの経過を明確にしておくものとする。

第15条 担当部署

担当部署は次のとおりである。

栃木県 那須塩原市 上下水道部 水道課 施設管理係

※令和2年4月1日より水道課を整備課と読み替える。